第二十五条の二を次のように改める。

（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）

第二十五条の二　法第三十一条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第百十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定

第二十六条中「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に、「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「又は同法第四十二条の四第八項第九号」を「又は同項第九号」に、「第二十六条第一項」を「第二十六条の二第一項」に、「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

第二十九条の二第十四項中「第二項」を「第三項」に、「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第二号イ及びロ中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第五号及び第八号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同項第一号中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項各号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十八条の二第二項第一号ハに規定する政令で定める規模は、五十平方メートルとする。

第二十九条の二の二第一項及び第二項中「第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に改め、同項第一号中「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第三項中「第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に改め、同条第四項中「第三十八条の二の二第二項」を「第三十八条の二の三第二項」に改め、「（平成二十四年法律第二十五号）」を削り、同条を第二十九条の二の三とし、第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第二十九条の二の二　法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　租税特別措置法施行令第四十条の六第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。）」と、「同条第八項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「農用地利用集積計画に」とあるのは「農用地利用集積等促進計画に」と、同条第二十一項第一号及び第二十四項第一号ロ中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「同項に規定する農用地利用集積等促進計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される」とする。

二　租税特別措置法施行令第四十条の七第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。）」と、「当該農用地利用集積計画」とあるのは「当該農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十一項第一号及び第二十四項第一号ロ中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十八項中「（第十項」とあるのは「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「及び第十項」とあるのは「及び同号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される」とする。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第三十一条の二の二　法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第四十二条の四の規定の適用については、同条第三項中「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の十八第一項」と、「同項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」とする。

第三十一条の三（見出しを含む。）中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第三十二条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「船舶に」を「漁船に」に、「船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶」を「漁船の漁船原簿の謄本で当該漁船」に改め、同条第二項第二号から第四号までの規定及び第三項中「船舶」を「漁船」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第三十二条の三及び第三十二条の四を削る。

第三十四条第一項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条第四項中「第四十三条の二」を「第四十三条」に改め、同条第五項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第三十五条第二項第一号中「第四条」を「（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条」に改める。

第三十八条第一項第五号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第四十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「船舶に」を「漁船に」に、「船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶」を「漁船の漁船原簿の謄本で当該漁船」に改め、同条第二項第二号から第四号までの規定及び第三項中「船舶」を「漁船」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第三十二条の三及び第三十二条の四を削る。

第三十四条第一項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条第四項中「第四十三条の二」を「第四十三条」に改め、同条第五項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第三十五条第二項第一号中「第四条」を「（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条」に改める。

第三十八条第一項第五号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第四十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「船舶に」を「漁船に」に、「船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶」を「漁船の漁船原簿の謄本で当該漁船」に改め、同条第二項第二号から第四号までの規定及び第三項中「船舶」を「漁船」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第四十二条の四第八項第七号中「船舶」を「漁船」に改め、同条第三項中「船舶は」を「漁船は」に、「船舶と」を「漁船と」に改め、同項第一号中「船舶」を「漁船」に改め、同項第二号中「船舶で」を「漁船で」に、「船舶又は」を「漁船又は」に、「船舶（」を「漁船（」に、「滅失等船舶」を「滅失等漁船」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十九条の二第八項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条第一項の規定　令和四年一月一日